

# 牧島地区振興会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は牧島地区振興会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所を「御所浦町牧島625番地7 牧島地区コミュニティセンター（あこうの里ふれあい館）」内に置く。

(目的)

第3条 本会は地域の活性化及び住民主体のまちづくりを推進し、住民自治の充実強化と自治組織の向上を図り、新たな地域コミュニティを創造するとともに自立した住民自治体制による民主的な明るい地域づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、地域づくりについての協議・運営及び地域課題の解決に向けて取り組んでいくとともに、前条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

- (1) 住民に対する各種情報の発信と意見の集約を行うこと
- (2) 住民の参画の推進と地域の将来ビジョンを考えること
- (3) 公民館活動及び各種地域行事に関すること
- (4) 青少年の健全育成や非行防止に関すること
- (5) 地域の将来ビジョンの策定に関すること
- (6) 交通安全に関すること
- (7) 道路愛護活動の推進を行うこと
- (8) 環境美化に関すること
- (9) ごみ処理の規律や減量に関すること
- (10) 防犯・防災のほか住環境の安全に関すること
- (11) 敬老や福祉活動を行うこと
- (12) 健康づくり活動に関すること
- (13) スポーツ・レクレーションに関すること

## 第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、牧島地域住民等とし、本会の趣旨に賛同する者とする。

(部門)

第6条 本会は、第3条の目的達成のため、各種団体等の代表並びに地区住民代表により、次の各部会を設け、その部会において事業計画、企画立案を行うとともに、事業活動を積極的に実施する。

- (1) 地域づくり部会
- (2) 環境づくり部会
- (3) 福祉・健康づくり部会

2 各部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	2名	部会長	3名
監事	2名	事務局	若干名		

(役員を選出)

第8条 本会の役員は、総会により選出する。但し、事務局員は会長が任命する。

(職務)

第9条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 部会長は、役員会に提出された会務の審議を行う。
- (4) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。
- (5) 事務局は、会長より委任された業務を遂行するとともに、会の会計を執行する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2ヶ年とし、再任を妨げない。

2 任期中に役員が交代した場合、交代した役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の招聘により会議に参加する。

### 第3章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、部会とし、総会及び役員会は会長が、部会は部会長が、これを招集する。

2 総会は、本会の役員、各部員をもって構成し、本会の決議機関として毎年1回開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 総会は、委任状を含めて過半数の出席で成立する。議長は総会の出席者の中から選出し、議事は出席者の過半数で決定する。

4 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告、決算の承認

(2) 予算案、事業計画案の審議承認

(3) 規約の変更

(4) その他主要事項

5 役員会は、各部会長等より提案された事項、総会に付議すべき事項、総会により付託された事項を審議する。

### 第4章 会 計

(経費)

第13条 本会の経費は、助成金と会費並びに、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 附 則

(施行期日)

1 本規約は、平成18年4月1日から施行する。

2 本規約は、平成21年4月16日より改正する。